

平成29年11月16日

京都市規則第35号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(形態又は意匠)

第2条 条例第2条第1号に規定する別に定める形態又は意匠は、次の各号のいずれにも該当するもの(道の角にある敷地、道の一端に面する敷地又は路地状の部分のみにより道に接する敷地に存する建築物及び高塀を有する建築物にあつては、第2号から第4号までのいずれにも該当するもの)とする。

- (1) 平入りの屋根
- (2) 3以下の階数
- (3) 一戸建て又は長屋建て
- (4) 次のいずれかに該当する形態又は意匠

ア 隣地に接する外壁又は高塀

イ 通り庭(道に面した出入口から続く細長い形状の土間をいう。)

ウ 火袋(細長い形状の吹き抜け部分をいう。)

エ 坪庭又は奥庭

オ 通り庇(道に沿って設けられた軒をいう。)

カ 格子(伝統的な様式のものに限る。)

(協議の申出)

第3条 条例第15条第1項の規定による協議の申出は、京町家保全・継承協議申出書(第1号様式)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 京町家の外観及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠を示す写真

(所有者の変更)

第4条 条例第18条の規定による届出は、所有者変更届(第2号様式)に重要京町家の所有者が変更したことを証する書面を添えて行うものとする。

(京町家の解体に係る届出等)

第5条 条例第19条第1項本文の規定による届出は、京町家解体届（第3号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、第3条各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第19条第1項第2号の規定による承認を受けようとする者は、解体届適用除外承認申請書（第4号様式）に災害その他やむを得ない理由があることを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

4 条例第19条第1項第2号に規定する災害その他やむを得ない理由は、次の各号のいずれかに該当することにより、京町家を解体する必要があることとする。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、当該京町家が通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を受けたこと。

(2) 条例第16条第3項又は第17条第3項の規定による告示があつた日の前日までに当該京町家の解体に係る請負契約が成立していること。

(3) その他市長がやむを得ないと認める理由があること。

5 条例第19条第4項第2号の規定による承認を受けようとする者は、解体着手日繰上承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

6 第1項及び第2項の規定は、条例第19条第6項の規定による届出について準用する。

(解体工事業者の通知)

第6条 条例第20条第2項の規定による通知は、解体工事請負契約締結通知書（第6号様式）により行うものとする。

(審議会の会長)

第7条 京都市京町家保全・継承審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第8条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第10条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第6条の規定は、平成30年5月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

京町家保全・継承協議申出書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 ー

印

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第15条第1項の規定により協議を申し出ます。	
指 定 の 区 分	☐ 京町家保全重点取組地区 (地区名：) ☐ 重要京町家 (指定の年月日及び番号： 年 月 日 第 号) ☐ 指定なし
京 町 家 の 所 在 地	京都市 区
希 望 す る 協 議 内 容	☐ 維持管理、修繕及び改修の支援 ☐ 活用の支援 (希望する活用方法) ☐ 賃貸住宅 ☐ 店舗 ☐ 宿泊施設 ☐ その他 () ☐ 継承希望者との媒介の支援 ☐ その他 ()
	備考
事業者及び市民活動団体等に対する情報の提供	☐ 事業者及び市民活動団体等に対して、申出に係る京町家に関する情報を提供することに同意します。

敷 地	権 利 の 種 類	☐ 所有権（申出者以外の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）） ☐ 借地権
	地 積	平方メートル
京町家の概要	申出者以外の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	
	建 築 時 期	
	規 模	建 築 面 積（ ）平方メートル 延べ床面積（ ）平方メートル
	現 在 の 用 途	☐ 申出者の住居 ☐ 申出者以外の所有者の住居 ☐ 借家 ☐ 店舗（ ） ☐ 空き家 ☐ その他（ ）
	他の制度による指定等の有無	☐ 有（ ） ☐ 無
	都市生活の中から生み出された形態又は意匠	☐ 平入りの屋根 ☐ 3以下の階数 ☐ 一戸建て又は長屋建て ☐ 隣地に接する外壁又は高塀 ☐ 通り庭 ☐ 火袋 ☐ 坪庭又は奥庭 ☐ 通り庇 ☐ 格子
備 考		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「事業者」とは、本市の区域内において不動産業又は建設業を営む者をいいます。

3 「市民活動団体等」とは、京町家の保全及び継承に関わる市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）その他の団体をいいます。

4 「通り庭」とは、道に面した出入口から続く細長い形状の土間をいいます。

5 「火袋」とは、細長い形状の吹き抜け部分をいいます。

6 「通り庇^{ひさし}」とは、道に沿って設けられた軒をいいます。

7 「格子」は、伝統的な様式によるものに限りします。

8 ※印の欄は、記入しないでください。

9 この申出書には、次に掲げる図書を添付してください。

(1) 付近見取図

(2) 京町家の外観及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠を示す写真

第2号様式（第4条関係）

所 有 者 変 更 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 ー (印)

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第18条の規定により届け出ます。	
指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
重要京町家の所在地	京都市 区
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前 の 所 有 者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー
変 更 後 の 所 有 者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー
変 更 の 理 由	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号

注1 変更の理由の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 この届出書には、重要京町家の所有者が変更したことを証する書面を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

京 町 家 解 体 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 ー

印

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第19条 ☐ 第1項 の規定により届け出ます。 ☐ 第6項	
指 定 の 区 分	☐ 京町家保全重点取組地区 (地区名：) ☐ 重要京町家 (指定の年月日及び番号： 年 月 日 第 号) ☐ 指定なし
京 町 家 の 所 在 地	京都市 区
解 体 着 手 日	年 月 日
解体しようとする理由	☐ 維持管理に係る経済的負担が過重であるため ☐ 相続後の維持管理の継続が困難であるため ☐ 土地の活用を検討しているため ☐ 老朽化により保安上危険となるおそれがあるため ☐ 災害等により破損したため ☐ その他 ()
希 望 す る 支 援 内 容	☐ 維持管理、修繕及び改修の支援 ☐ 活用の支援 (希望する活用方法) ☐ 賃貸住宅 ☐ 店舗 ☐ 宿泊施設 ☐ その他 () ☐ 継承希望者との媒介の支援 ☐ その他 ()
事業者及び市民活動団体等に対する情報の提供	☐ 事業者及び市民活動団体等に対して、届出に係る京町家に関する情報を提供することに同意します。

敷 地	権 利 の 種 類	☐ 所有権（申出者以外の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）） ☐ 借地権
	地 積	平方メートル
京町家の概要	申出者以外の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	
	建 築 時 期	
	規 模	建 築 面 積（ ）平方メートル 延べ床面積（ ）平方メートル
	現 在 の 用 途	☐ 申出者の住居 ☐ 申出者以外の所有者の住居 ☐ 借家 ☐ 店舗（ ） ☐ 空き家 ☐ その他（ ）
	他の制度による指定等の有無	☐ 有（ ） ☐ 無
	都市生活の中から生み出された形態又は意匠	☐ 平入りの屋根 ☐ 3以下の階数 ☐ 一戸建て又は長屋建て ☐ 隣地に接する外壁又は高塀 ☐ 通り庭 ☐ 火袋 ☐ 坪庭又は奥庭 ☐ 通り庇 ^{ひさし} ☐ 格子
備 考		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「事業者」とは、本市の区域内において不動産業又は建設業を営む者をいいます。

3 「市民活動団体等」とは、京町家の保全及び継承に関わる市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）その他の団体をいいます。

4 「通り庭」とは、道に面した出入口から続く細長い形状の土間をいいます。

5 「火袋」とは、細長い形状の吹き抜け部分をいいます。

6 「通り庇^{ひさし}」とは、道に沿って設けられた軒をいいます。

7 「格子」は、伝統的な様式によるものに限りします。

8 ※印の欄は、記入しないでください。

9 この届出書には、次に掲げる図書を添付してください。ただし、市長が必要がないと認める図書については、添付する必要はありません。

(1) 付近見取図

(2) 京町家の外観及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠を示す写真

第4号様式（第5条関係）

解体届適用除外承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 ー
	(印)

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第19条第1項第2号の規定による承認を申請します。	
指 定 の 区 分	☐ 京町家保全重点取組地区 (地区名：) ☐ 重要京町家 (指定の年月日及び番号： 年 月 日 第 号)
京 町 家 の 所 在 地	京都市 区
解 体 着 手 日	年 月 日
災害その他解体着手日の1年前までに届け出ることができないやむを得ない理由	☐ 震災，風水害，火災その他これらに類する災害により，京町家が通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を受けたため ☐ 指定を受けるより前に，京町家の解体に係る請負契約が成立していたため ☐ その他 ()
希 望 す る 支 援 内 容	☐ 維持管理，修繕及び改修の支援 ☐ 活用の支援 (希望する活用方法) ☐ 賃貸住宅 ☐ 店舗 ☐ 宿泊施設 ☐ その他 () ☐ 継承希望者との媒介の支援 ☐ その他 ()
事業者及び市民活動団体等に対する情報の提供	☐ 事業者及び市民活動団体等に対して，申請に係る京町家に関する情報を提供することに同意します。

敷地	権 利 の 種 類	☐ 所有権（申請者以外の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）） ☐ 借地権
	地 積	平方メートル
京町家の概要	申請者以外の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	
	建 築 時 期	
	規 模	建 築 面 積（ ）平方メートル 延べ床面積（ ）平方メートル
	現 在 の 用 途	☐ 申請者の住居 ☐ 申請者以外の所有者の住居 ☐ 借家 ☐ 店舗（ ） ☐ 空き家 ☐ その他（ ）
	他の制度による指定等の有無	☐ 有（ ） ☐ 無
	都市生活の中から生み出された形態又は意匠	☐ 平入りの屋根 ☐ 3以下の階数 ☐ 一戸建て又は長屋建て ☐ 隣地に接する外壁又は高塀 ☐ 通り庭 ☐ 火袋 ☐ 坪庭又は奥庭 ☐ 通り庇 ^{ひさし} ☐ 格子
備 考		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「事業者」とは、本市の区域内において不動産業又は建設業を営む者をいいます。

3 「市民活動団体等」とは、京町家の保全及び継承に関わる市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）その他の団体をいいます。

4 「通り庭」とは、道に面した出入口から続く細長い形状の土間をいいます。

5 「火袋」とは、細長い形状の吹き抜け部分をいいます。

6 「通り庇^{ひさし}」とは、道に沿って設けられた軒をいいます。

7 「格子」は、伝統的な様式によるものに限ります。

8 ※印の欄は、記入しないでください。

9 この申請書には、災害その他やむを得ない理由があることを証する書面を添付してください。

第5号様式（第5条関係）

解体着手日繰上承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所 の所在地)	申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代 表者名。記名押印又は署名) 電話 ー

印

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第19条第4項第2号の規定による承認を申請します。	
指 定 の 区 分	☐ 京町家保全重点取組地区 (地区名：) ☐ 重要京町家 (指定の年月日及び番号： 年 月 日 第 号)
京 町 家 の 所 在 地	京都市 区
京 町 家 解 体 届 受 付 番 号	年 月 日 第 号
当初の解体着手日	年 月 日
繰 上 げ 後 の 解 体 着 手 日	年 月 日
解 体 着 手 日 を 繰 り 上 げ る 理 由	☐ 届出に係る京町家を保全し、及び継承することが客観的に困難であるため ☐ 届出に係る京町家について、京都市京町家の保全及び継承に関する条例第15条の規定による協議を相当期間にわたり継続して行っているため (受付番号： 年 月 日 第 号) ☐ その他 ()
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 承 認 番 号	年 月 日 第 号

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

第6号様式（第6条関係）

解体工事請負契約締結通知書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
通知者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	通知者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 ー
	(印)

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第20条第2項の規定により通知します。	
指 定 の 区 分	☐ 京町家保全重点取組地区 (地区名：) ☐ 重要京町家 (指定の年月日及び番号： 年 月 日 第 号)
京 町 家 の 所 在 地	京都市 区
所 有 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー
工 事 着 手 予 定 日	年 月 日
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。